

令和8年4月1日
防衛省情報本部
支出負担行為担当官

情報本部オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、防衛省情報本部がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の提供、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、防衛省情報本部が会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象案件)

第3条 この要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号から第4号まで及び第7号に規定する契約のうち、防衛省情報本部がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象案件とする。

(対象案件の公表)

第4条 対象案件は、「防衛省情報本部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」により防衛省情報本部ホームページ及び会計課（E2棟3階）廊下掲示板（以下、「掲示板」という。）で公表する。

2 前項において公表に付する事項は、件名、納地（履行場所）、納期（履行期限）、見積依頼書公表日、見積書提出期限、見積合わせの日時及びその他支出負担行為担当官が必要と認める事項とする。

(参加資格)

第5条 見積合わせに参加できる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 予決令第70条の規定に準じて、これに該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。

- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していることを要件とする場合は、該当する種類のC又はDの等級に格付けされ、該当する地域の競争参加資格を有する者。ただし、C又はDの等級の見積書提出者がいない若しくはC又はDの等級の見積書提出者との商議が不調になった場合は、A又はBの等級に格付けされた者の見積書を受け付けるものとする。
- (4) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していることを要件としない場合は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者・小規模事業者。ただし、当該認定を受けていない中小企業者・小規模事業者であっても、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない。）に対して常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している契約実績を確認できる者。
- (5) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（見積書の提出等）

第6条 見積合わせに参加を希望する者は、防衛省情報本部ホームページ等で掲載又は防衛省情報本部が手交した見積依頼、本要領、仕様書、その他詳細資料（以下「仕様書等」という。）を熟覧又は熟読した上、見積りしなければならない。

- 2 前項において、希望があれば、手交に替え仕様書等を電子メール又はFAXにて受領することができる。
- 3 見積書の様式は任意とする。ただし、見積依頼において、様式及び記載方法等を示している場合はそれによるものとする。
- 4 見積書は、次の要領により記載しなければならない。
 - (1) 件名、金額、数量、履行期限（納期）、履行場所（納地）、日付を記載するほか見積者（法人又は団体の場合は代表者）の記名をすること
 - (2) 見積金額を訂正しないこと
 - (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと
 - (4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積りを作成しないこと
 - (5) 前各号に掲げるほか、支出負担行為担当官の指示に違反しないこと
- 5 見積書及び前条第3号で定める参加資格を証明する書類の写しの提出に当たっては、持参のほか、郵送又は「民間業者による信書の送達に関する法律」（平成

14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便授業者による同上第2項に規定する信書便により提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官が認めた場合は、電子メール又はFAXでの提出を可とする。

6 前項において、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

7 一度提出した見積書の引き換え、変更又は取消は認めないものとする。

(同等品の承認)

第7条 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。

(見積合わせ)

第8条 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積合わせの日時は、公示する見積依頼に記載した日時に非公開で行うものとする。

3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、情報本部が選定した者へ見積りを依頼することができるものとする。

(無効な見積書)

第9条 次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名、金額、氏名等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、支出負担行為担当官の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

(契約相手方の決定)

第10条 有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。

- 2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申し込みをした者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。
- 3 くじ引きの日程は、別途通知するものとする。この場合において、くじ引きに参加することができない者があるときは、これに変わって情報本部の契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。
- 4 契約相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に決定した者に対して通知するものとする。

(契約の締結)

第11条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、支出負担行為担当官から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して5日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各行に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官から書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

- 2 契約書の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約相手方としての効力を失う。
- 3 契約保証金は免除とする。ただし、契約の相手方が契約を結ばないときは、見積もった契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 4 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後速やかに請書を支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(異議の申し立て)

第12条 本要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることができない。

(その他)

第13条 その他、本要領による契約について必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 支出負担行為担当官は都合により見積合わせを取り止めることができる。
- (4) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことができる。

- (5) オープンカウンター方式による見積依頼に参加する者は、本要領、入札及び契約心得、その他支出負担行為担当官から指示された事項を熟知及び承諾した者に限る。